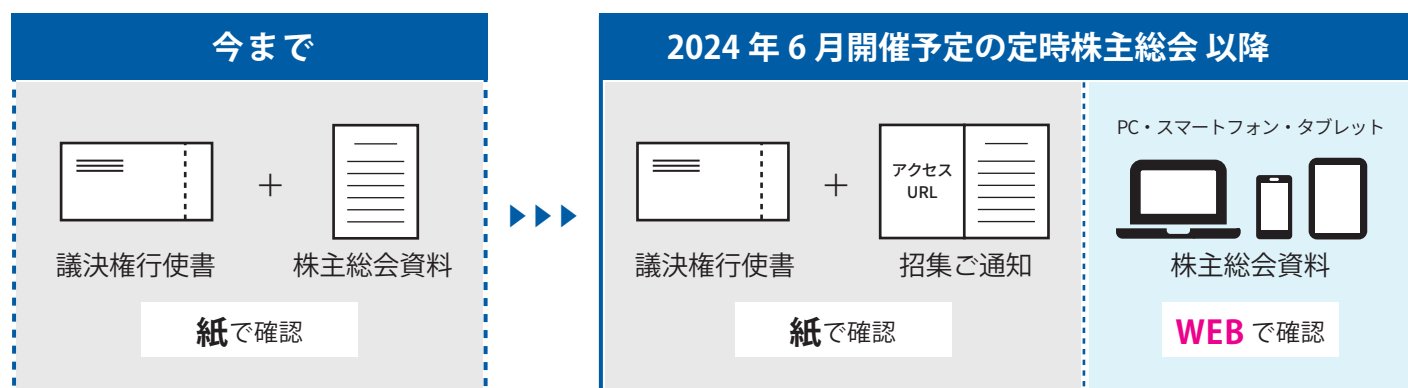


株主総会資料の電子提供制度および書面交付請求のご案内

2022年9月1日施行の会社法改正に伴い、株主総会資料をウェブサイトに掲載することで、株主の皆様にご提供したもとの電子提供制度が開始となりました。上場会社については、電子提供制度の導入が法令上、義務付けられております。

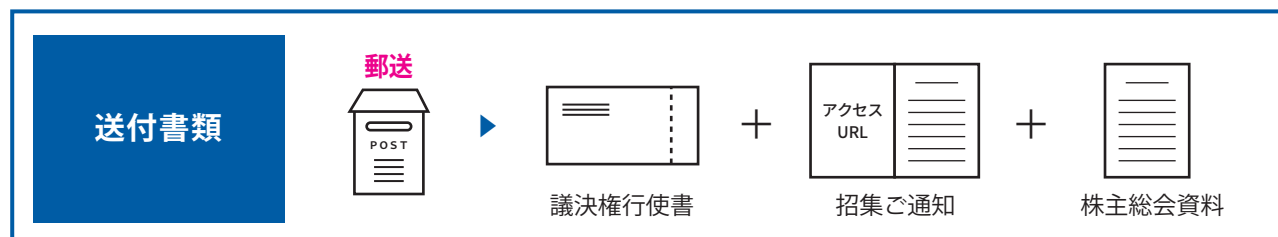
当社におきましては、2024年6月開催予定の定時株主総会以降、電子提供制度の趣旨およびペーパーレス化推進による環境負荷低減などの観点から、株主の皆様には、開催日時・場所・株主総会資料を掲載しているウェブサイトへのアクセス方法・議案内容等を記載した招集ご通知をお送りする予定であります。

本件に関しまして、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。



WEBでのご確認が困難などの事情により、株主総会資料（交付書面省略事項を除く）を書面で受領することを希望される株主さまは、定時株主総会の議決権行使基準日（毎年3月31日）までに書面交付請求のお手続きを完了いただくようお願い申し上げます。なお、基準日までに手続きが完了しなかった場合、当該年度の株主総会資料の書面交付がされませんので、あらかじめご了承ください。

《書面交付を希望される場合》



株主総会の議決権行使基準日（毎年3月31日）までに、当社株主名簿管理人である三井住友信託銀行、または株主さまが株式口座を開設している証券会社にてお手続きを完了いただくようお願い申し上げます。

お手続きには2週間以上かかる場合がございますので、余裕をもってお早めにお手続きください。

＜株主名簿管理人＞

三井住友信託銀行 証券代行部

電子提供制度専用ダイヤル 0120-533-600

受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日および12/31～1/3を除く）

三井住友信託銀行「電子提供制度についてのご案内」：<https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency/kaisyahou>

※書面交付請求をされない場合は、自動的に電子提供に切り替わりますので、お手続きは不要です。

※当社では、書面交付請求の受付はできかねますので、ご了承ください。

※一連のお手続きには費用がかかることがあります。

※書面交付請求は一定期間後に失効することがあります。